

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会〔公開議題〕

議事概要

- 日 時 令和5年9月7日（木）10：00～10：26
- 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室
- 出席者 上山議員、梶原議員、篠原議員、波多野議員、藤井議員（Web）
（事務局）
坂本事務局長補、藤吉審議官、徳増審議官、武田参事官、渡邊参事官
（文部科学省）
奥野大臣官房審議官、井上国立大学法人支援課長
（オブザーバ）
（文部科学省）長野サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

- 議題 ・国際卓越研究大学について

- 議事概要

午前10時00分 開会

○上山議員 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今より総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会を公開で行います。

本日は、梶田議員、藤井議員がオンラインで参加と聞いております。佐藤議員、菅議員は御欠席となります。

なお、梶田議員は遅参の予定と聞いております。

初めに、公開議題、国際卓越研究大学について行います。文部科学省からは奥野大臣官房審議官と井上国立大学法人支援課長から御説明にお越しを頂いております。ありがとうございます。

国際卓越研究大学の認定については、昨年12月に公募を開始し、令和5年、2023年3月末までに10大学からの申請があり、今年の4月以降、私が座長を務めました文部科学省の国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議、アドバイザーボードにおいて審査を行ってまいりました。書面審査、面接審査及び現地視察を経て、9月1日に認定候補大学を決定し公表いたしました。

本日は文部科学省から国際卓越研究大学の認定候補の決定と国際卓越研究大学の認定に向けたガバナンス改革と国立大学法人の規制改革の具体の方向性について概要を説明いただいた後、議員の皆様方から御意見を頂きたいと考えております。

それでは、文部科学省の方から御説明をお願いします。

○奥野審議官 おはようございます。大臣官房審議官の奥野です。

最初の議題として大学ファンドの審査の状況についてです。御報告の内容は今、上山議員が言った内容でほぼ全て尽きているようにも感じるころではございますが、資料を用いて御説明申し上げます。

最初、公開の機会ですので、大学ファンドのそもそもから簡潔に御説明申し上げます。

正に今、世界のトップ大学におきましては、優れたガバナンスの下、豊富な資金力を活用し、優れた研究環境を構築し、そこに優秀な研究者の方を集めて研究成果を出している世界の潮流がございます。大学というのは、やはりこちらで書いてございますとおり知の基盤になってございます。したがって、この事業の一つの主眼としては、研究力を強化する客体として大学という主体に着目した形で、大学の研究力をどのように高め、かつ大学のガバナンス、さらには大学の資金力・財務能力、これを大学を客体として高めていくためにつくられた制度です。

下でございますとおり、大学ファンドの原資については令和2年度にJST法を改正し、同年の補正予算における政府出資を皮切りといたしまして、JSTの中に大学ファンドを設置し、令和3年度末に運用を開始、今年の3月には投入資金が10兆円に到達するに至っております。

国際卓越研究大学の公募・選定のプロセスについては、令和4年に公布・施行いたしました国際卓越研究大学の研究及び成果の活用のための法律に基づきまして、この法律に基づいて様々な定められた政府の方針、更に公募要項等に基づきまして、こちらに申し上げたような形で公募・選定を現在進めている途中です。公募・選定の基本的な考え方といたしましては、判断にございますとおり、現時点での各大学の実績、能力ではなく、将来に向けた変革への意思、ビジョンとコミットメントに基づき選定を行うとしております。

また、採択する大学数については、事業全体で数校程度、また、採択のプロセスについては、大学ファンドの運用については令和8年度までに3,000億円、そして、令和13年度までに必要な資金配分を完成するという形で運用の進捗が計画的に進むのです。この進捗状況に同期する形で、今回で全ての大学を採択するのではなく、複数回にわたって順次採択を進めているところです。また、認定審査の方法については、制度趣旨、大学の御負担も考慮いたしまし

て、大学の認定と具体的な助成のベースとなります計画の認可の審査プロセスを一体的に実施することとしており、要件に書かれたそれぞれの事項に関して審査を進めたところです。

また、審査体制についても、こちらにございますとおり法律に基づきまして、最終的に文部科学大臣が認定・認可を行うに際しましては、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議及び当省の科学技術・学術審議会等の協議、意見聴取のプロセスがございます。そちらを円滑に進めるという観点から、こちらにございますとおりそれぞれ総合科学技術・イノベーション会議及び文部科学省科学技術・学術審議会の方の委員、さらには審査の過程で外国人有識者も加えた形での適切な体制を構築するという観点から、C S T Iの有識者議員の方々、この枠囲いで入った方々にも審査に参画いただいているところです。

審査の進め方については、段階的に進めるという形で丁寧に大学とのコミュニケーションを取っていくということになってございまして、2ポツにございますとおり、公募締切り後、書面審査、面接審査等については申請いただいたそれぞれの10大学について実施し、更にこのうち3校については面接審査の後、現地視察等も行った上で、8月30日の段階で東北大学を一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付しまして、いわゆる伴走支援、計画の磨き上げの対象とすることを決定し、9月1日に公表したところです。

なお、今後の審査については、正式にはこの選定した候補である東北大学に対する体制計画の磨き上げの過程で付しました条件の達成を確認した上で、正式な大学の認定及び強化計画の認可のプロセスに進めてまいりたいと考えております。

なお、第2期の公募については、今回認定候補に選ばれなかった大学も含めまして、計画的かつ予見可能性を持って対応いただけるように、9月1日の時点で2回目の公募を令和6年度中に開始する予定を明記いたしますとともに、今回の審査結果におきましても採択の対象とならなかったところについても、それぞれアドバイザリーボードからの見解等をつける、そういった形で今後の対応等の予見可能性を深めるとともに、私ども事務局といたしましても、このアドバイザリーボードの審査結果の内容等について各大学にそれぞれ求めに応じた的確丁寧に御説明申し上げる等行いまして、引き続き東北大学及びその他認定候補の対象とならなかった大学に対しても丁寧なコミュニケーションを続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○上山議員 ありがとうございます。

井上課長の方は大丈夫ですか。

○井上国立大学法人支援課長 ありがとうございます。

では、続きまして、国際卓越研究大学の認定に向けたガバナンス改革とそれに関しまして国立大学法人の規制改革について検討を進めておりますので、具体の方向性について御説明申し上げます。

一つ目のガバナンス改革ですが、ガバナンス改革については、C S T I、また、検討会議で様々に御意見を頂きました。そういった内容を実現していく上で、二つの立て付けで実現をしていくという方向で整理してきたというふうに考えております。

その一点目が一つ目、国立大学法人法の改正で対応するという事、また、法改正ですので、ここには基本的な事柄のみ規定となりますので、国際卓越研究大学との関係ではその認定等に係る審査の要件等でカバーすると、この二つでもって卓越の認定に向けたガバナンスというものをしっかり作っていくということで整理したいと考えております。

法改正の方の内容ですが、こちらの国立大学法人法の中での立て付けの改正となりますので、大きな経営方針等を決める合議体という議論が検討会議等でもされておりましたが、それを踏まえて中目・中計の作成等については、これを決議するという権限を持つという合議体ということで考えております。また、それに加えて、大学の法人の運営の日々の執行は学長、また、役員会というところでやられていく訳ですが、この大きな経営方針に基づいてしっかり運営がされているかなというところを監督いただくという機能もお持ちいただくようにしたいと思っております。

また、学長の選考の基準など学長選考に関する事項、これは選ぶのと、あと解任と両方あると思いますが、そこについて学長選考・監察会議の方にこの合議体から意見を述べる事ができるということもしっかり法律に書くということで考えております。

また、この合議体ですが、一定の水準の規模、これは社会とのいろいろな関わりの中で活動、財務的なものであったり活動内容、また、人のリソースも拡張していくという国際卓越研究大学の特徴も踏まえますと、学生の収容定員の数、また、経常費、そして、教職員の数と、こうした経営の規模を表す要素を踏まえまして、この三つを考えて極めて大きいところ、今のところ5法人が特にやはり突出して大きいという状況になっておりますが、ここについてはこのガバナンスを取っていただくという方向で考えております。

一方で、ほかにも例えばこの研究強化周りですと、地域中核・特色ある研究大学のパッケージ等、そこまで規模感を持ってどんどん大きくなっていくというイメージではないが、やはりいろんな産業界ですとかそういったところとのコネクションを強めて、スタートアップも一生懸命やっついていこうという法人もこの仕組みに御関心があるところもあろうかと思っております。そう

いったことも踏まえてその他の法人については、こうした仕組みを入れたいというところは選択制にできるようにということで柔軟性を持たせた仕組みにしたいなというふうに思っております。

合議体の構成と委員については、法律では基本的なことを決めるということでこの四角の中ですが、委員については、学長選考・監察会議との協議を経て、学長に任命いただくということを考えております。また、合議体の構成員、最低限委員としての人数は3人以上とそれに加えて学長という構成で考えております。もちろん学長選考に関する事項の議論の際は、当事者であるところの学長の方には入っていただかないということで法律にもしっかりと書きたいと思っております。

二つ目に規制改革です。たくさん大学からも要望いただいておりますことを踏まえて、法令の改正が必要なことについて整理できたものの対応を速やかにしたいと思っております。

一つ目が長期借入れや債券発行の要件、今は土地建等限られておりますが、プロジェクトのイニシャルコスト等、そういったソフトについても使っていただけるように、これは全法人に緩和するというで考えております。また、土地ですね。これをいろんな形で活用いただくということでできるようになってはいますが、手続上、貸付計画に書いて一回認可を取っていただければ、そこに書いてあることの個別の貸付けはもう届け出で結構ですということで、手続を簡素化したいと思っております。

また、合議体を設置する国立大学法人については、大きな趣旨の中で基金を大学でしっかり作っていこうという点も非常に大事なところであると思っておりますので、ここを自律的にやっていただけるよう、期をまたぐ繰越協議の適用も外すということで大学に自律的に財務基盤の強化を計画的にやっていただけるようにということで考えております。

これらのうち、法律自体を改正する事項については、国会に早期に提出をしたいと思っておりますのと、これに加えまして、東京工業大学、東京医科歯科大学の統合についても併せて法改正事項ですので、対応していきたいと思っております。

以上です。

○上山議員 ありがとうございます。

それでは、ただ今の文部科学省側からの御説明に関しまして議員の先生方からの御意見なり御質問を頂きたいと思いますが、ここのうちの3名がアドバイザーボードの委員ですので、内実についてはいろいろ御存じだと思いますが、改めてその後の文部科学省側の対応とかいろんなことについて御質問、御意見いただければいいと思いますが、どなたでも結構ですが、お

手をお挙げください。いかがですか。

今、藤井議員が挙がりましたね。藤井議員、どうぞ。

○藤井議員 御説明ありがとうございました。国際卓越研究大学制度のお陰で、大学の将来像について非常にインテンシブな議論が今起こっており、非常によいことであると考えております。

まずはアドバイザーボードの皆様、それから、この仕組みに関わってこられた政府側の関係者の皆様の御努力にまず敬意を表したいと思います。

その上で私から大きく四つ、そのうち今回の公募プロセスに関わるものとして二つ、お願いと質問がございます。一つはハンズオンの伴走体制に今後入る訳ですが、この段階ではかなり行政裁量の大きいところもあると思います。このハンズオンの過程がどのように行われていくかは、多様なステークホルダーに見えるような工夫が必要なのだろうと思います。例えば大学設置審で言いますと、設置審と大学との間での対話の経緯がホームページなどで見られるようになっています。そういったことも参考にさせていただきながら、多様なステークホルダーにハンズオンの過程が見えるような工夫をお願いしたく思います。

二つ目は、今回の公募プロセスはまだ続く訳ですが、次回のラウンドもあるという御説明が既に先ほどもありましたので、このプロセスをよりよいものにしていくという観点からすると、今回認定候補となっている東北大学も含めて、申請した大学の意見を聞くことも御検討いただければと思います。

三つ目は、ガバナンス改革についてです。確認ですが、学長選考・監察会議と合議体の関係において、御説明では法人の長の選考については意見を述べる、解任事由は報告する、そうした権限を持つ合議体となるという理解でありました。これらは、これまでに国際卓越研究大学法の施行規則等々で示されているものと若干違いがありますが、その部分は法改正が行われれば改めて整理をし直すという理解でよろしいのでしょうか。

四つ目は最後の規制改革のところですか。これはここ2年以上私たちもやるべきだと申し上げてきたことですので、長期借入や、債券発行要件の緩和、土地貸付の取扱い、大学独自基金については是非しっかり進めていただきたいと思います。また、ここに挙がっている以外にも例えばスタートアップの関係で、特定研究成果活用支援事業関連について海外のスタートアップ・エコシステムとの連携などを視野に入れて、運用の柔軟性をより大きくすることもあり得ると思います。その辺りについても今後引き続き是非御検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

○上山議員 ありがとうございます。今の三つの文部科学省側の見解、それから、一つの質問ということですが、どうぞよろしくをお願いします。

○奥野審議官 お答え申し上げます。

まず、ハンズオンの公表・公開の取組については、基本的な考え方といたしましては次期公募もございますので、各大学の今後の対応の予見可能性に配慮した形で適切な情報提供が図れるよう、アドバイザリーボードの委員の皆様とも相談しながら進めてまいりたいと思っております。

さらに、各大学の御意見等については、常に文部科学省といたしましては、将来の事業の在り方については様々な形での御意見等伺った上で次の手続等、より各大学の皆様のニーズに即したものになっていくよう努めてまいりたいと思っております。常に御意見等ございましたら、いつでもオープンに受け止めたいと思っておりますし、それを踏まえた形で諮るべきところに諮って進めてまいりたいと考えております。

御質問でございました国大法の改正と先ほど説明いたしました先行しております国際卓越研究大学法の下位規定との関係です。これは通常の法令改正の手続にのっとりまして、後法の改正が行われる際に前法との整合についても法律、政令、省令のレベルで後法の時点での整合性確保を図ってまいることになります。したがって、後法が成立した後、先行しております卓越研究大学法の下位の政省令も含めた必要な整合性がそこで調整を図られるという運びになると御理解いただければと思います。

また、国際卓越研究大学の事業については、この法律の事項のほかに具体的な国際卓越研究大学法の恐らく認定認可の手続における伴走支援の形の条件での恐らく上乘せ、追加等もございます。国大法との整合をまず法令上確保することを前提として、更に事業としてこういった形でのガバナンスの体制を求めるのか、そういった二つの時点での調整を今後進めてまいりたいと考えております。

また、最後にいただきました規制改革の取組です。当然文部科学省といたしましては、本事業において各大学にガバナンス改革をはじめ様々な改革を求めています。改革を求めている文部科学省の立場といたしましては、逆に大学から規制改革を求められる部分についても、それを最大限実現するように私どもも頑張りたいと思っております。まずは、各事案については、現在各大学の実際の実務を担当していただいている方と当省の制度を所管している方のコミュニケーションを密にいたしまして、具体的に制度的課題がどこにあるのかというのを明確化した上で、共に議論しながら改革の道筋を図ってまいりたく取組を進めているところですので

で、今後も引き続き各大学との規制改革における緊密なコミュニケーションも進めてまいりたいと考えております。

○藤井議員 ありがとうございます。是非しっかりやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○上山議員 ありがとうございます。

今回の若干の反省は、申請大学とのコミュニケーションをもう少し密にする必要もあったかなとは思いますが、今藤井議員から御指摘いただきましたように、今後のプロセスにおいてできる限り外に見えるように、また、各大学とのコミュニケーションを充実させていくという方向性で文部科学省は考えてくださると思いますので、またいろんな形で御意見いただければいいかと思っております。よろしく願いいたします。

ほかの委員の方々、いかがでしたか。ここで聞いておかないといけないということはないですか。皆さんよく御存じなので、よろしいですか、梶原議員。波多野議員、よろしいですか。

では、どうぞ。

○梶原議員

本当に日本の大学が変わろうとしている様子が直に感じられた一連のプロセスでした。産業界は大学との連携はグローバルに考えていますが、こうしたことをきっかけにして、日本の大学と産業界が一緒になって、産業界側も応援しながら変わっていく必要性を改めて感じた場でした。

10大学が申請され、審査に関わる面接やサイトビジットをしながら、各大学の労力が非常に多大なものであったことに対して、私は本当に頭が下がる思いをいたしましたし、感謝申し上げます。来年には第2回公募と続くということなので、これだけのムーブメントを次につながり、いい方向に変わっていくといいなとつくづく思いました。大変ありがとうございました。

○上山議員 大変ありがたいお言葉で、産業界の方たちの様々なインプットは大学側にとってもプラスになったと思いますし、大学のことについての御理解をいただく機会にもなったかもしれませぬので、これに関わっている一人としては大変ありがたいと思います。

ほかにかがでいらっしゃいますか。大丈夫ですか。改めて確認する必要もないということは、つまりうまくいっているということでよろしいですか。

公開のところでこうした報告をさせていただく機会を設けさせていただきました。今後、また第2ラウンド、第3ラウンドという形でこれも進んでいきますので、そのときには是非とも

有識者の議員の方にも御協力を更にいただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、この議題については以上とさせていただきます。

午前10時26分 閉会